

## 1 こども誰でも通園事業とは

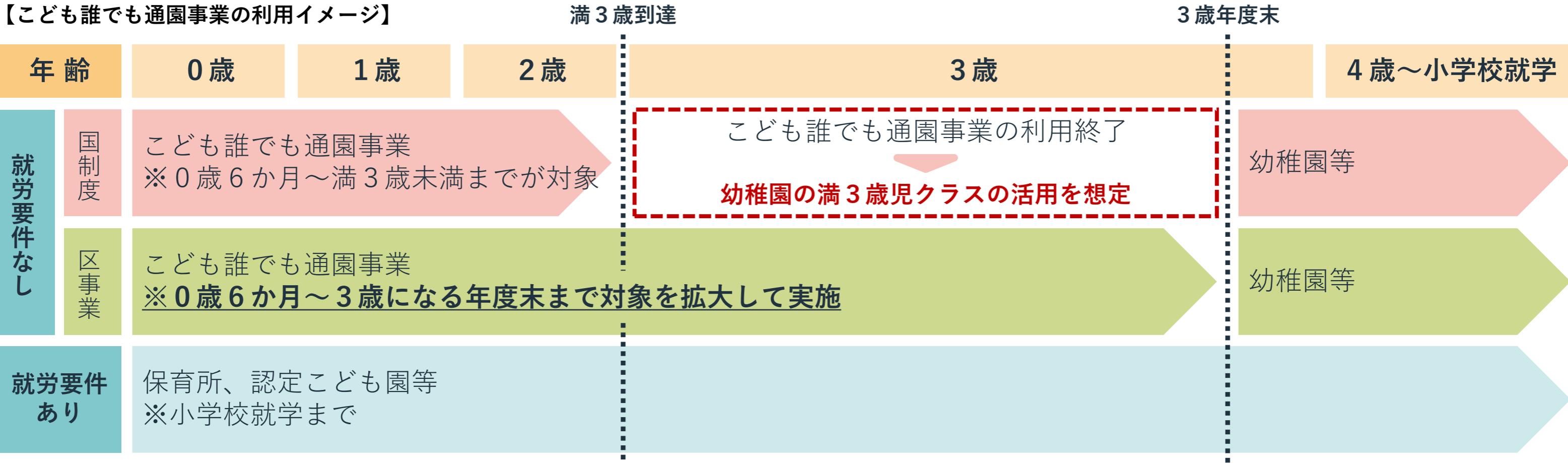
- 国は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、月一定時間まで、就労要件を問わず保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度」を創設。
- 令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく給付制度として、全国の自治体で本格実施される。
- こども誰でも通園事業の実施に当たり、自治体は、市町村子ども・子育て支援事業計画において需給計画（「量の見込み」や「確保方策」）等を定め、計画的に整備を進めていくことが求められている。

## 2 区の取組と国制度との比較

- 国制度では、利用時間が短いなど、利用者の利便性において課題がある。
- 区は独自に利用上限時間の拡大等を行い、より利用しやすい制度として実施。

	区事業	国制度
対象者	0歳6か月～3歳になる年度末までの未就園児	0歳6か月～満3歳未満までの未就園児
利用時間	月48時間上限	月10時間上限
利用料	無償（当分の間）	300円程度／時間

### 【こども誰でも通園事業の利用イメージ】



- 国制度では、対象児童を満3歳未満の未就園児までとしているため、満3歳に到達してから3歳の年度末までの間、教育・保育、こども誰でも通園事業を一体的に提供する体制に切れ目が生じる。
- このため、自治体に対して、幼稚園に満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設とこども誰でも通園事業者との円滑な連携・接続に努めることを求めている。

区では、対象児童の範囲を3歳になる年度末まで拡大して実施すること等により、教育・保育等を一体的に提供する体制を確保する。